

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和3年度第1回武蔵村山市都市計画審議会
開 催 日 時	令和3年11月18日（木） 午前10時00分から午前11時00分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：比留間会長、石川委員、田中委員、浅井委員、水谷委員（園地工事第一課長代理出席）、細川委員、野間委員、長堀委員、木村委員、内野和典委員、内野直樹委員、石黒委員、前田委員 欠席者：大石委員、須藤委員 事務局：都市整備部長、都市計画課長、都市計画課係長（計画係）、同課係長（住宅・開発係）、同課主任（計画係）、同課主事（計画係）
議 題	議題1：立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の変更について 議題2：立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の変更について
結 論	議題1：諮問のとおり決定することを適当と認める。 議題2：諮問のとおり決定することを適当と認める。
審 議 経 過 (発言者) ◎印=会長 ○印=委員 ●印=事務局	議題1：立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の変更について 議題2：立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の変更について ※ 議題1及び議題2を一括審議 【事務局説明】 ● 資料に基づき議題について説明。＜説明省略＞ 【質疑・意見等】 ○ 住民に対する合意形成に関して、意見書の要旨中3番に「既存住戸と、計画道路との関連について詳細な説明がない為、不信感がある。」とある。審議会に諮る前に、事業へのさらなる理解を求める努力ができなかったのか。 ● これまでも説明会等を行い、説明を行ってきている。都市計画決定後、現地の測量を行い、具体的な線形が定まった段階で、地権者に対し、詳細な説明を行っていかうと考えている。 ○ 現に不信感を抱えている住民がいることから、計画決定前にさらなる努力ができないものなのか、意見として伝えておく。 ○ 新規区間の計画決定について、どのような経緯で今のタイミングで行われることとなったのか。 ● 計画決定に係る経緯として、平成13年に策定された日産自動車村山工場跡地地区利用構想では、市の西部から、東部（新宿方面）へ直線的な移動を可能とする既存の骨格道路との接続という方針が示されていた。 また、平成16年策定のまちづくり基本方針において、江戸街道と日産自動車村山工場跡地地区を東西に結ぶ道路について、歩道などの拡幅整備を行う検討路線として位置付けられていたところである。これらの構想及び方針に基づき検討を進める中で、平成29年に榎二丁目地区住民に対してアンケート調査を実施したところ、まちづくりにおける道路による東西のネットワークの形成を望む声が多かった。その後、アンケート

結果も踏まえ課題の整理を行い、関係機関との協議が整ったため都市計画道路として計画決定を行うこととなった。

- 意見書の要旨中の6番において、事故が多いという記述があるが、具体的にどの程度発生しているのか。また、計画道路は供用開始までに相当の期間が見込まれると思われるが、整備が完了するまでの対策は考えているか。

また、榎交差点は、計画道路が完成すると現在のT字路から4差路になるが、右折レーン等を設ける等の改良は考えているのか。

- 事故の件数について、ここ5年間で8件ほどの負傷事故が発生している。死亡事故はなく、接触事故等が起きているとのことである。警察と安全性について相談、協議を行っており、注意啓発も行っている。

なお、榎交差点は、右折レーンの設置を検討している。

- 手続についてであるが、素案説明会の中で、地域住民より意見等は寄せられたのか。それを受けて、案の変更はあったか。

- 素案説明会での意見としては、事業着手の時期に関する事、計画道路の幅員16メートルの理由を問うもの等であった。なお、都市計画の案に対し、変更を加えるべき意見はなかった。なお、説明会での意見等は、榎地区まちづくりニュースでまとめており、ホームページで公開している。

- 計画道路の決定に合わせて、地区計画における地区幹線道路2号を廃止して、同路線を都市計画道路として新たに位置付けるということだが、地区計画としての位置付けから都市計画道路に位置付けを変更するのは、都市計画道路としての事業性が高い等を考慮されてのことか。今回は事業の性質を考慮したうえで、地区計画及び都市計画道路変更を行うという理解でよいか。

- 西側の地区計画の変更に至った経過について、都市計画道路としてのネットワークという観点から、今回新規に整備する区間のみならず、現在供用開始済みである2号道路まで含めて決定し、立川都市計画道路3・4・9号八王子村山線まで延伸するものである。それに伴い、地区計画の地区幹線道路を都市計画道路が分断してしまうことから、各幹線道路を付番し直したものである。

- ◎ 委員全員の賛成により、議題1「立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の変更について」及び議題2「立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の変更について」は、案のとおり決定し、答申内容について事務局案のとおりとする。

その他：今後の審議予定について

【事務局説明】

- 今後の審議予定案件について、審議会は、令和4年1月下旬に予定している。案件は、生産緑地地区の変更、特定生産緑地の指定について及び新青梅街道沿道第二、第三地区に係る地区計画の決定及び用途地域等の変更となる。また、現在まちづくり基本方針の改定業務を行っており、全体構想案を

	<p>まとめているところである。案がまとまった後、全体構想案についてパブリックコメントを行う予定であり、パブリックコメント前に案を報告させていただく予定である。日程の詳細については、確定次第別途連絡する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： <u> 0 </u> 人</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
--------------------	--

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)</p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>都市整備部 都市計画課 (内線：272・274)</p>
--------------	---------------------------------